

「日置市建設工事等暴力団等排除措置協定書」の締結

協定書の概要

【目的】

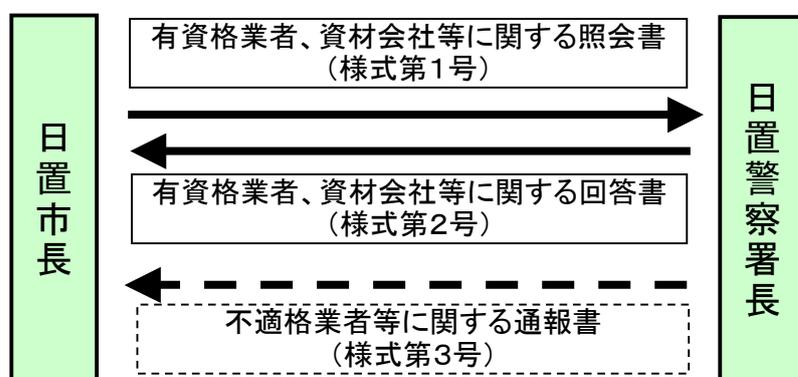
日置市が発注する建設工事等に対する暴力団関係者の不当介入を排除する場合等における具体的な手続き等について、必要な事項を定める。

【締結の相手】

鹿児島県日置警察署長

【手続き等】

相互に情報の交換及び収集を行い、「指名停止要綱」に定める事項に該当するとの疑義が生じた場合は協議を実施し、必要に応じて以下による手続きを踏む。
また、警察署長が暴力団等との関係を有する不適格業者に該当する事実を確認した場合は、市長に対して通報する。



【連絡調整】

有資格業者に対し指名停止その他必要な措置を行ったときは、警察署長に内容を連絡するものとする。

指名停止等により有資格業者、暴力団等と関係を有する不適格業者又は資材会社等との間に重大な支障が生じるおそれがある場合、警察署長に協力要請ができるものとし、警察署長は必要な支援ができるものとする。

日置市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱「別表第2」暴力団排除関係抜粋

- (8) 代表役員等、一般役員等若しくは使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者(以下「有資格業者等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
- (9) 有資格業者等が、業務に関し、暴力団関係者であることを知って暴力団関係者を使用したと認められるとき。
- (10) 市工事等に関し、有資格業者等が暴力団関係者を下請負人として使用し、当該暴力団関係者の排除に際し市の指示に従わなかったと認められるとき。
- (11) 有資格業者等がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (12) 有資格業者等が、市工事等の施行に当たり、暴力団関係者であることを知って暴力団関係者と資材又は原材料の購入契約を締結し、又は産業廃棄物処理施設その他の施設を使用したと認められるとき。
- (13) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (14) 市工事等の施行に当たり、暴力団関係者から不当介入を受けた場合において、遅滞なくその旨を市及び警察に通報しなかったとき。



1月以上12月以内の指名停止